

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

（1）昨年4月1日から施行された「こども基本法」に謳われた基本理念等に関して、大阪府として府内全自治体にどのように普及させようと考えているのか見解等を示されたい。

（回答）

- こども基本法第4条において、国は同法第3条に規定する基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定する必要がある、同法第9条第1項に基づく「こども大綱」が令和5（2023）年12月22日に閣議決定されました。
- 同法第10条第1項において、都道府県は同法第9条第1項に基づくこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう努めることとされているため、大阪府では現在子ども家庭審議会において、「大阪府こども計画」策定に向けた審議を行っています。
- 「大阪府こども計画」は、大阪府域全体の計画となるよう、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって市町村が実施したニーズ調査の結果を踏まえ、策定にあたっております。
- また、同法第10条第2項において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めることとされており、府では上記審議会等における「大阪府こども計画」の審議状況等について、ホームページでの周知や市町村会議での情報提供などを通じて、市町村のこども計画策定の支援に努めています。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

(2) 生活困窮者自立支援法等の一部改正に関わって、下記の諸点について示されたい。

- ①生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に一時金（新生活の立ち上げ費用として進学・就職準備給付金）が支給されることになった。本格施行は来年4月からだが、2024年1月1日までさかのぼって適用される（2024年3月卒業の高校生等も対象）。対象となる子どもたちに一時金が支給されるよう、大阪府としてどのような対策等を講じられるのか示されたい。

（回答）

- 生活保護法の改正により、進学準備給付金の名称が、進学・就職準備給付金に改められ、同給付金の対象者について、被保護者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）であって、安定した職業に確実に就くと見込まれる者が追加されました。
- 今回の改正による、高卒等就職者に対する給付金は、新生活の立ち上げに係る費用に対する支援であり、令和6（2024）年3月卒業生にも支給できるよう、令和6（2024）年1月1日に遡及適用することとされています。
- 大阪府としては、府内各福祉事務所に対して周知を行っており、生活保護の実施機関である各福祉事務所において、適切に実施されているものと考えております。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

(2) 生活困窮者自立支援法等の一部改正に関わって、下記の諸点について示されたい。

②今年10月からは、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向けて、早期から支援につながる仕組みの整備が進められることとなる。府内各自治体での取り組みに温度差を生じさせないために、大阪府ならびに大阪府教育庁としての役割と責任を明らかにされたい。

（回答）

- 大阪府から府内各福祉事務所に対しては、文部科学省所管の高等学校等就学支援金や高等教育の修学支援新制度を周知し、必要な被保護者の方々に情報が届くようにきめ細かな情報提供を依頼するなど、従来から子どもの自立に向けた支援を要請しているところ。
- 生活保護法が改正され、令和6（2024）年10月1日から、福祉事務所が、被保護者である子どもの進路選択や、就労及び生活習慣に関する問題について、訪問その他の適当な方法により、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をする「子どもの進路選択支援事業」を実施することができることとなりましたが、当該事業の詳細が厚生労働省から示されましたら、府内各福祉事務所へ周知いたします。また、後年度において、法施行事務監査で府内の福祉事務所を訪問した機会等を捉えて、当該事業の実施状況を把握していく予定です。
- 生活困窮者自立支援法等の一部改正に伴う、生活保護世帯の子どもへの支援に関して、高等学校におきましては、子どもと日々の接点を有する学校が、支援の必要な子どもに気づいた際に、必要な支援ができるようすべての府立学校が専門家に相談できる体制を構築しています。
- また、すべての生徒に必要な支援を届けていくためには、教育と福祉との連携を強めていくことが重要であると認識しています。
- これまでヤングケアラーの支援等に関して情報共有等の取り組みを行っているところですが、今後とも、福祉部との連携に一層努めてまいります。
- 小中学校におきましては、各自治体の福祉部等で実施される施策等について、福祉の専門家として学校に配置されるスクールソーシャルワーカーが制度を理解し、必要に応じて、施策に関わる関係機関につなぐ役割を担うことが重要と認識しています。
- そこで、府教育庁では、地域に根付いたスクールソーシャルワーカーを各自治体が主体的に活用することを目的に、政令市・中核市を除く府内全市町村のすべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう、市町村に補助を行っています。
- また、スクールソーシャルワーカーと福祉部等との連携が進むよう、連絡会等において、市町村のコミュニティソーシャルワーカーも参加し、互いに可能な支援を出し合いながら連携に資することができるような機会を設ける等、法改正に則った支援が地域で可能となるよう引き続き取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課（傍線部について回答）

教育庁 教育振興室 高等学校課（波線部について回答）

教育庁 市町村教育室 小中学校課（太字部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

## （要望項目）

## 【5】人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

（3）「子ども・若者育成支援推進法」の改正により、ヤングケアラーが法的に定義づけられるとともに、18歳以上の若者にも切れ目のない支援を行うこと等が盛り込まれた。あらためてヤングケアラーへの支援策等に係る大阪府としての方針を示されたい。居住地により温度差を生じさせないよう、府内全自治体にヤングケアラーを担当する窓口の整備をはじめ「子どもの貧困」対策、不登校・ひきこもり等への支援策もあわせた市町村計画の策定を積極的に働きかけられたい。

## （回答）

- 大阪府では、ヤングケアラーへの支援を進める必要があるとの認識のもと、市町村、事業者や学校とも連携した取組みが進められるよう、府の施策の方向性と具体的取組みを示すため、大阪府ヤングケアラー支援推進指針を令和4年（2022年）3月に策定しました。
- 同指針に基づき、社会的認知度の向上、早期発見・把握、プラットフォームの整備、支援策の充実について、重点的に施策を推進しているところです。今後とも、同指針に基づく取組みを通じて、子どもや若者が家族の世話のために自身の可能性を諦めることなく、自分の将来を自分で切り拓いていくことが叶う社会の実現に取り組んでまいります。
- 具体的には、庁内関係部局や支援の実施主体である市町村と連携し社会的認知度の向上をはかるとともに、早期発見・把握により必要な支援につなげるため、市町村における相談窓口の設置等の働きかけに取り組んでいるところです。
- こども基本法第10条第1項において、都道府県は同法第9条第1項に基づくこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう努めることとされているため、大阪府では現在子ども家庭審議会において、「大阪府こども計画」策定に向けた審議を行っています。
- また、同法第10条第2項において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めることとされており、府では上記審議会等における「大阪府こども計画」の審議状況等について、ホームページでの周知や市町村会議での情報提供などを通じて、市町村のこども計画策定の支援に努めています。

## （回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課（傍線部について回答）  
福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

（4）介護保険サービスの報酬改定が行われ、訪問介護の基本報酬が引き下げられた。政府は要介護1・2の高齢者が利用する訪問介護、通所介護を地域支援事業へと段階的に移行する旨の検討も示しており、住み慣れた地域及び住まいで「最期まで自立した生活」を送ることに何らかの影響が生じることが懸念する。小規模の訪問介護事業所への支援策はもとより、地域における見守り・生活支援活動や居場所づくり、地域での福祉人材の育成・支援等がますます重要と考える。大阪府として市町村を支援するためどのように取り組まれるのか見解等を示されたい。

（回答）

- 令和6年度の報酬改定において、国は基本報酬や処遇改善加算を見直されているところですが、引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、介護従事者の処遇改善が確実になされるよう国に要望をしております、今後とも、現状を踏まえ、国へ要望してまいります。
- また、みんなで支え、地域で支える高齢社会の実現に向けて、生活支援や居場所づくり等の住民主体型サービスの好事例創出、関係者間のネットワーク強化等を行う大阪ええまちプロジェクトにより、市町村を支援しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課（傍線部について回答）  
福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

## （要望項目）

## 【5】人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

（5）人間としての尊厳を保持した福祉サービス等の提供、相談及び自立支援のためのアセスメントに関わって、福祉に係る専門職が生活背景にある人権課題等を察知し、差別やトラウマが生きづらさの遠因になっていること等の理解を深めることが重要と考えるが、大阪府としての基本的な考え方を明らかにされたい。今後、求められる福祉人材の養成・育成・支援へ、前述の視点をふまえた人権研修プログラムなどを検討し、積極的に推進されたい。

## （回答）

- 福祉サービス従事者にとって、人権の尊重・権利擁護は、サービスを提供する上で根幹となる部分であると認識しています。福祉サービスでの従事希望者等が資格を得るために受講する各種養成研修については、大阪府が定める研修事業者指定要綱に基づき指定する事業者が実施しております。
- これらの要綱においては、基本方針として、研修を実施する事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供することができる介護員の養成に努め、人権にかかる啓発について十分留意しなければならないことを明確に規定し、各種養成研修において、必ず人権に関する講義を行うこととしています。
- また、実際に現場で就労している福祉サービス従事者に対しては、毎年、職員研修事業において、施設種別や職種に関係なく、福祉サービスに関わる職員が必ず習得しておくべき知識・資質に関する内容を、職階別やテーマ別に体系化した研修を実施しており、その中で人権にかかわる研修も、過去の様々な事例も題材にとりいれながら、継続的に実施しております。
- 福祉サービスを利用する方が、その人らしい生活をしてもらうため、常に尊厳をもってサービスを提供してもらうことが可能となるよう、引き続き、効果的な研修事業の実施に努めてまいります。

## （回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

（6）福祉サービス等を利用する者の「その人らしい生活」を支えるため、介護支援専門員（ケアマネジャー）が幅広い支援等を行っている。医療・介護の連携や保険外サービスへの対応、利用者の家族の相談支援など年々高い専門性が求められているにもかかわらず、今回の介護報酬改定では処遇改善加算の対象外で、人材確保は困難になってきている。ケアマネジャーを配置する府内事業所の現状等を把握し、ケアマネジャーの待遇を支援する方策等を早急に検討されたい。

（回答）

- 国に対して、引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、介護支援専門員を含めた介護従事者の処遇が改善されるよう要望しているところです。
- また、居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の状況を、所管する市町村に対して調査・照会のうえ、現状把握を図ることを検討していきたいと考えております。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

（8）いのちと暮らしを守り支えている各種相談員はもとより対人支援を担う公的従業者（福祉等の関係者や会計年度任用職員等）の待遇面の問題。予算削減等により公共事業の民間委託先でも被雇用者の生活保障賃金の問題など、官製ワーキングプアの現状が深刻化してきていると考えているが、大阪府としての基本見解を示されたい。

（回答）

- 会計年度任用職員の報酬単価等については、「常勤職員の給料表を基礎」とし、「職務経験等の要素を考慮」する制度となっています。具体的には、国のマニュアルにおいて、初号給を基礎として、一定の上限を設けることが適当とされていることから、常勤職員の初任給基準額を上限として、段階的に報酬単価を増額する仕組みとなっています。
- なお、保健師等の専門職の報酬単価については、任用時から、上限となる常勤職員の初任給基準額を設定しています。
- また、令和6年度から、期末手当に加え、勤勉手当を支給しています。
- 今後とも、会計年度任用職員の報酬単価等の設定については、適切な対応に努めてまいります。
- 大阪府の発注する入札においては、入札公告の際に事業者に対し労働基準法や最低賃金法等の遵守を促す啓発チラシを配布するなどの取組みを行っております。
- 最低賃金については、地域の実情に応じた引き上げを、毎年、厚生労働省に対し要望を行っております。

（回答部局課名）

総務部 企画厚生課（傍線部について回答）

総務部 契約局 総務委託物品課（波線部について回答）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課（太字部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。